## 国や県等の検討結果や方針

第9回 活力ある学校づくり検討委員会

平成29年10月5日(木)

資料4

※第4回 活力ある学校づくり検討委員会 資料

	国	長野県(長野県教育委員会)
文書•報告書名	公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引き〜少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて〜	少子・人口減少社会に対応した活力ある学校環境のあり方及び支援方策
検討機関	文部科学省	少子・人口減少社会に対応した新たな学校づくり検討会議
発表時期	平成27年1月27日	平成26年4月
報告書の概要	・学校規模適正化の背景と本手引の位置付け ・適正規模・適正配置について ・学校統合に関して留意すべき点 ・小規模校を存続させる場合の教育の充実 ・休校した学校の再開 ・都道府県の指導・助言・援助の在り方	・長野県の学校教育を取り巻く現状 ・少子化に伴う教育環境の課題 ・少子・人口減少社会に対応した活力ある学校づくりの方 向性 ・少子・人口減少社会において活力を生み出す学校環境 ・学校教育の新しいかたち『地域発スクールモデル』 ・市町村教育委員会への支援
学校の在り方や規模等について	・法令上(学校教育法施行規則)、学校規模の標準は、学級数により設定されており、小・中学校ともに「12学級以上18学級以下」が標準。「特別な事情があるときはこの限りではない」という弾力的なものとなっている。	①子どもに集団での学びを保障するために、学年に複数の学級がある学校規模が望ましい。 ・学年に複数の学級があることにより中学校で全教科の教員を自校に配置できる。 6学級で、9名配当(校長・教頭除く)3学級では、7名 ②少なくとも学年で20人程度を確保できることが望ましい。 ・一定程度の人数が確保することで児童生徒の興味や関心に応じたクラブ活動や部活動を開設できる。 ・複式学級にならない。 ・小学校では、全学年が1学級以上あることで、専科教員を配置できる。6学級以上で1名(14学級以上で2名)

	山梨県(山梨県教育委員会 人口約80万人)		
文書•報告書名	小・中学校適正規模検討報告書<小規模小・中学校における望ましい教育環境確保のために>		
検討機関	山梨県小•中学校適正規模検討委員会		
発表時期	平成19年3月		
報告書の 概要	・山梨県の小・中学校規模や児童生徒数 ・小規模校の教育環境の現状 ・望ましい学校・学級規模の在り方 ・望ましい学校・学級規模の実現のために		
学校の 在り方や規模 等について	<小学校の望ましい学校・学級規模> ・学校規模については、クラス替えの可能な12学級以上の規模が望ましい。 ・学級規模については、20人程度以上の規模が望ましい。 ・適正規模化の実現が困難な場合においても、複式学級を解消できる規模が望ましい。 <中学校の望ましい学校・学級規模> ・学校規模について、クラス替えの可能な6学級以上の規模が望ましい。 ・学級規模について、20人程度以上の規模が望ましい。		

## 具体的な内容

- 【学習場面】①小集団の話し合い活動等で効果的な4~6人でグループを構成し、3グループ以上の小集団により、学び合いや共同作業、共同思考等を図るために、学級15人程度以上の規模。
  - ②教育課程に位置付けられているサッカー等の集団球技を行うために、2チームのできる人数によりスポーツ文化を児童・生徒に指導することができる、学級20人程度以上の規模。
  - ③合唱指導で、二部(中学三部)合唱を構成しうる人数により、音の響き合いを感じさせながら指導できる規模。 また、合奏で様々な音色の楽器の構成による指導が可能な人数。

## 【人間関係や教科外活動】

- ①運動会において、紅白対抗のできる人数編制により、縦割り集団活動に取り組むことができる、学年2クラス以上の編制が可能な人数。
- ②委員会活動やクラブ活動,部活動の選択ができる人数。部活動は,試合に出場可能で,部内で模擬試合ができる人数。(例:サッカー 22人,バスケット 10人,バレー ボール 12人程度以上)

## 【学校経営・学校運営】

- ①緊急事態や学級経営上の問題が生じた場合の支援体制がとれる、学年2名以上の教職員配置。
- ②小学校では交換授業が可能な学年2名以上。中学校では各教科の有免許者(9名)が配置できる規模。

	広島県福山市教育委員会 (人口約 <b>47</b> 万人)	京都府福知山市教育委員会 (人口約8万人)
文書• 報告書名	福山市小中一貫教育と学校教育環境に関 する 基本方針	福知山市立学校教育改革推進プログラム
検討機関	福山市学校教育環境検討委員会	福知山市学校教育審議会
発表時期	平成27年6月	平成23年6月
報告書の概要	1 福山市における小中一貫教育の推進 (1)本市の学校教育を取り巻く現状と課題 (2)なぜ,小中一貫教育に取り組むのか (3)小中一貫教育の試行実施による手応え (4)小中一貫教育全面実施で 推進する教育活動 (5)推進体制の整備 2 教育環境の整備 (1)小中一貫教育の推進形態 (2)学校の適正配置 (3)学校環境の整備	第1 市立学校教育改革基本方針 1 本市学校教育の「めざす子ども像」 2 学校教育を取り巻く状況 3 学校の小(過少)規模化と学級の 少人数化の現状と課題 4 市立学校の適正規模及び配置の基本的 な考え方 5 通学区域のあり方 第2 学校教育改革プログラム 1 教育内容の充実 2 市立学校の再編
学校の 在り方や 規模等に ついて	○教育環境の整備として小中一貫教育を推進 ア施設一体型小中一貫教育校の整備 モデル実践校を整備し、検討 イ連携型小中一貫教育校の体制整備 一貫教育カリキュラムの充実 ○学校規模を確保するために適正化 【適正規模の基準】 小学校 12~16学級 1学級16人以上 中学校 9~12学級 1学級20人以上 学校規模により要件を定め、時間を定めた統 合の協議や対象校としての検討を開始する。	基本的な考え方として、①人間関係が広がりクラス替えができる ②切磋琢磨しつつ学べる ③部活やクラブ活動が成立する ④中学校は、教科担任を配置できる、小学校12~18学級、中学校9~18学級の確保を目指す。 ・複式学級のある学校の適正規模・適正配置を進め、小学校6、中学校3学級以上を確保。 ・教育効果から20人程度の学級集団を弾力的な目安とする。 ・学校統廃合は、保護者や地域住民の理解と協力を得て進める。